

事 項	採 択 基 準
高潮対策事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。 2. 防護面積、防護人口が1km当たり1ha以上又は50人以上を基準とする。 3. 総事業費は、以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県が行うもの <ul style="list-style-type: none"> 離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 その他 1億円以上 (2) 市町村が行うもの <ul style="list-style-type: none"> 離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 その他 6千万円以上 4. 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤緊急整備事業にあっては、都道府県が定める情報基盤緊急整備計画に基づき整備される河川等情報収集システム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸にかかる、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備。 5. 政令指定都市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね30万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね1億円以上であるもの）。 (2) 背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。 (3) 耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特に、バリアフリーに配慮されていること。
侵食対策事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。 2. 防護面積、防護人口が1kmあたり1ha以上又は50人以上を基準とする。 3. 総事業費は、以下のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都道府県が行うもの <ul style="list-style-type: none"> 離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 その他 1億円以上 (2) 市町村が行うもの <ul style="list-style-type: none"> 離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上 その他 6千万円以上 4. 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤緊急整備事業にあっては、都道府県が定める情報基盤緊急整備計画に基づき整備される河川等情報収集システム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸にかかる、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備。
海岸環境整備事業	<p>次の各号の一に該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等レクリエーション施設のある区域又は計画中の区域で、完成後には総合的レクリエーション機能が発揮されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。 ただし、総事業費が8千万円以上のものに限る。 2. 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならない海岸であること。 ただし、総事業費が8千万円以上のものに限る。 3. 自然環境との調和、個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。 (2) 国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境の依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。 ただし、総事業費が8千万円以上のものに限る。 4. 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水叩兼用の遊歩道又は植栽を階段工と一体として短年度に整備することにより効果を発揮し得るものであること。 (2) 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業であること。 ただし、総事業費が1千万円以上のものに限る。